

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年2月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700280号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700221号

第1 結論

請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年2月1日から平成22年5月1日に訂正し、同年5月から平成25年8月までの標準報酬月額を30万円、同年9月から平成26年1月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

平成22年5月1日から平成26年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年5月1日から平成26年2月1日まで

平成12年4月1日から平成28年3月31日まで、A法人に常勤の機能訓練指導員として勤務していた。ところが、同法人は私とは業務委託契約であるとして、雇用保険及び社会保険に加入できなかったため、平成28年2月に労働基準監督署と公共職業安定所に相談に行ったところ、同法人の労働者として認められ、有給休暇が取得できるようになり、2年間遡って雇用保険に加入することができた。同年3月に年金事務所に相談したところ、平成22年3月以前は、勤務時間が正職員より短いため社会保険に加入できないと説明を受けたので、平成22年4月1日から退職した平成28年3月31日までの期間について、厚生年金保険及び健康保険の資格確認請求をしたところ、平成26年2月1日から平成28年4月1日までの期間は被保険者として認められたが、実際に正職員と同じ勤務時間となった平成22年5月1日以降の請求期間については認められなかったため訂正請求をすることにした。当時の機能訓練指導員契約書(以下「契約書」という。)、勤務表、給与明細書及び雇用保険高年齢受給資格者証を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

また、年金額に反映しない場合は、事実を即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出されたA法人(以下「事業所」という。)に係る請求期間の契約書、勤務表及び給与明細書並びに事業主から提出された源泉徴収簿及びタイムカードにより、請求者は請求期間において、事業所と常用的使用関係にあったことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求者とは双方合意の上の業務委託契約であり、所得税は控除していたが、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答しているところ、上記給与明細書、請求期間に係る事業主から提出された源泉徴収簿及び管轄税務署から提出された給与所得の源泉徴収票により、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 一方、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、事実を即した記録に訂正してほしい旨主張しているところ、請求者から提出された契約書、給与明細書及び勤務表並びに事業主から提出されたタイムカード及び源泉徴収簿により、請求者は請求期間において、事業所と常用的使用関係にあったことが認められる。

また、事業主は、平成 22 年頃から請求者の勤務時間が施設の開所時間及び正職員の勤務時間と同じになったと回答及び陳述しているところ、上記契約書により、同年 4 月から請求者の勤務時間が施設の開所時間と同じになったことが確認できる上、請求者のタイムカードにより、同年 5 月からは実際に勤務時間が請求者の回答及び陳述どおりに変更されたことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間直後の平成 26 年 2 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日までの事業所に係る厚生年金保険被保険者期間と請求期間では、契約内容に変更はなく、同じ条件で同じ仕事をしてきた旨陳述しており、事業主も同様の陳述をしていることを踏まえると、請求者は、請求期間において、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと考えられる上、源泉徴収簿及び給与明細書により、報酬が事業主により請求者に支払われていたことが確認できる。

したがって、請求者の事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年 2 月 1 日から平成 22 年 5 月 1 日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、契約書、源泉徴収簿及び給与明細書により確認できる標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額から、平成 22 年 5 月から平成 25 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成 26 年 1 月までは 26 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700382号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700222号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額の記録を平成19年12月20日は20万8,000円、平成20年9月2日は16万8,000円、同年12月20日は21万6,000円、平成21年9月2日は16万3,000円、同年12月20日は21万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年9月2日
③ 平成20年12月20日
④ 平成21年9月2日
⑤ 平成21年12月20日

夫(訂正請求記録の対象者)の年金記録について、A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間①、②、③、④及び⑤において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、③及び⑤について、金融機関から提出された訂正請求記録の対象者の賞与振込口座に係る「預金共通月中異動および残高明細表」、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、訂正請求記録の対象者は、同社から賞与の支払を受け、請求期間①は20万8,000円、請求期間③は21万6,000円、請求期間⑤は21万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②及び④について、前述の「預金共通月中異動および残高明細表」、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、訂正請求記録の対象者は、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び④に係る標準賞与額については、前述の「預金共通月中異動および残高明細表」及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は16万8,000円、請求期間④は16万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の代表取締役の1名は不明と陳述しているが、事業主は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700315号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700223号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年5月6日から平成16年7月1日まで
② 平成16年10月16日から平成18年9月27日まで

平成15年5月から平成18年9月頃までA社で公共工事の現場代理人として勤務したが、請求期間①及び②は厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、B社から提出された未払賃金立替払システムの「請求者状況照会画面(写)」に、請求者のA社における雇入日は平成15年11月1日、基準退職日は平成16年11月10日と記載されていることから、請求者は、請求期間①のうち、平成15年11月1日から平成16年7月1日までの期間については、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、平成16年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も亡くなっているほか、同社の破産管財人であった弁護士及び同社の法人税等の申告を行っていた税理士は、請求者の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる資料を保管していないと回答している上、請求者が現場代理人の届出に必要な手続を依頼したと記憶する会計事務所を確認することができないことから、請求者の請求期間①における勤務実態、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出の有無及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは、請求者及び前述の請求期間当時の事業主のほかにも1名であることから当該同僚に照会を行ったところ、自身は同社が倒産した際に退職し、その少し前に入社した現場監督が請求者だったと思うが、これ以外のことは分

からない旨陳述している。

さらに、請求者から陳述のあった公共工事に関し、C市D課及びE課に照会を行ったところ、工事を受注した業者及び工期のみを記載した工事台帳から、同市D課は平成15年及び平成16年に、同市E課は平成16年にA社が受注した工事は確認できる旨回答しているが、同市及びF県土木整備事務所は、現場代理人通知書を含む工事ごとの資料一式は保管期限を経過しているため保管がない旨回答している。

なお、請求者のオンライン記録から、請求期間①の一部の期間については国民年金保険料の納付済期間であることが確認でき、G市において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、B社から提出された未払賃金立替払システムの「請求者状況照会画面(写)」に、請求者のA社における雇入日は平成15年11月1日、基準退職日は平成16年11月10日と記載されているが、同社の破産管財人であった弁護士から提出された回答書に、同社から従業員への解雇通知は平成16年10月20日であった旨記載されていることから、請求者は、少なくとも平成16年10月20日までの期間について、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成16年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も亡くなっているほか、同社の破産管財人であった弁護士及び同社の法人税等の申告を行っていた税理士は、請求者の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる資料を保管していないと回答している上、請求者が現場代理人の届出に必要な手続を依頼したと記憶する会計事務所を確認することができないことから、請求者の請求期間②における勤務実態、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出の有無及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、請求者から未払賃金立替払請求に係る認定通知書の提出があったことから、未払賃金立替払制度の手続を行った際に請求者が提出した未払賃金の立替払請求書及び添付資料(税務署備付申告書、退職所得の源泉徴収票等)についてB社へ照会したところ、請求者に係る未払賃金は、平成16年11月10日支払期日分が35万円、平成16年12月10日支払期日分が10万円であることは確認できるが、当該請求書及び添付資料については、保存期間満了のため破棄している旨回答しており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは、請求者及び前述の請求期間当時の事業主のほかに1名であることから当該同僚に照会を行ったところ、自身は同社が倒産した際に退職し、その少し前に入社した現場監督が請求者だったと思うが、これ以外のことは分からない旨陳述している。

加えて、請求者から陳述のあった公共工事に関し、C市D課及びE課に照会を行ったところ、工事を受注した業者及び工期のみを記載した工事台帳から、同市は、平成16年にA社が受注した工事は確認できるが平成17年及び平成18年の受注実績はない旨回答しているほか、同市及びF県土木整備事務所は、現場代理人通知書を含む工事ごとの資料一式は保管期限を経過しているため保管がない旨回答している。

なお、請求者のオンライン記録から、請求期間②は国民年金保険料の納付済み期間及び国民年金の申請免除の期間となっていることが確認できるほか、請求期間②のうち平成16年11月1日以後の期間については、G市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。